

「くるみん認定」に残業時間規制等の要件を追加へ

◆従来は認定要件に残業時間の規制はなし

厚生労働省は、電通に勤めていた女性社員が自殺し、労災認定された問題を受けて、従業員にとって子育てをしやすい企業を示す「くるみん認定」に、残業時間規制の要件を加えることとしました。

「くるみん」は、企業が一般事業主行動計画を策定し、そこに定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができるものです。

この認定を受けると、企業は「くるみんマーク」を商品や名刺、求人広告につけることができ、イメージ向上に活用できますが、従来認定基準には残業時間の規制がありませんでした。

◆認定基準を見直しへ

昨年秋、違法な長時間労働等が原因で女性社員が自殺した電通が「くるみん認定」を取得していたことが問題になり、同社は昨年 11 月に認定を辞退し、厚生労働省は認定基準の見直しを発表しました。

その内容は、2017 年度からはすべての従業員が 1 年間の月平均で残業時間が 60 時間未満であることを要件にし、残業時間は 80 時間未満としていた「プラチナくるみん」の残業時間の基準も 60 時間に見直すというものです。

◆男性の育休取得率も新たな要件に

また、男性の育休取得率が 10%程度であることも新たに要件にします。

従来は男性の育休取得者が 1 人でもいれば認定を受けられましたが、要件を見直し、男女の別なく子育てのしやすい企業を認定しようという方向です。

◆従来認定企業も見直しへ

上記の新基準は、2017 年度から導入されます。

要件の変更により、これまで認定を受けていた企業の一部は認定を見直さざるを得ない可能性もあります。